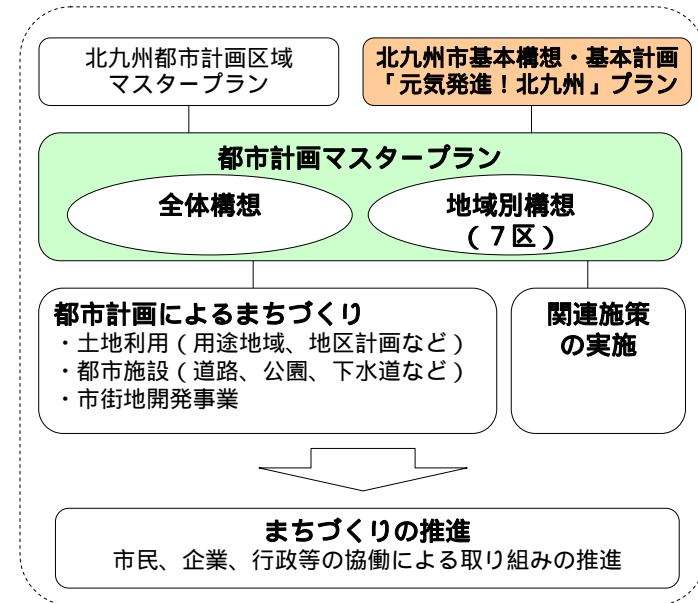




北九州市基本構想・基本計画・都市計画マスタープラン



北九州市の強みをまちづくりに

他都市にはない、北九州市の強みと誇り = 「環境」と「技術」

北九州市のまちづくりを進める上での推進力として、  
「環境」と「技術」を設定

北九州市の強み その1

**世界の環境首都**

- 公害克服の歴史
- 環境モデル都市
- 環境国際協力
- 資源循環型社会の形成

北九州市の強み その2

**アジアの技術首都**

- 産学連携による研究開発
- 高付加価値産業の育成
- ものづくりの伝承
- 環境技術の開発

「元気発進！北九州」プラン ~新しいまちづくりの指針~

まちづくりの目標  
人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち

**北九州ブランドの創造**

他都市にはない、北九州市の二つの強み

- 世界の環境首都**
- アジアの技術首都**

**まちづくりの4つの基本方針**

- 人づくり** 多様な人材が輝くまちをつくる
- 暮らしづくり** 質の高い暮らしができるまちをつくる
- 産業づくり** 元気で人が集まるまちをつくる
- 都市づくり** 便利で快適なまちをつくる

まちづくりの5つのちから

- 市民のちから
- 行政のちから
- 連携のちから
- 資産のちから
- 自然のちから

## 都市づくり ~ 便利で快適なまちをつくる

- 市民の暮らしに着目したまちづくり
- 生活支援拠点の充実
- 都心・副都心の位置づけ
- 戦略的な拠点の整備
- 郊外部の保全・活用
- 交通・物流ネットワーク
- 都市基盤・施設の充実

5

## 主な生活支援拠点



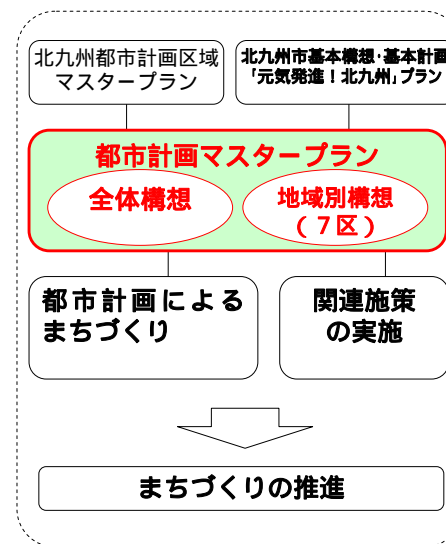
6

## 北九州市都市計画マスタープラン

- 都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」
- おおむね20年先を見通して策定
- 都市計画の目標や、新しい時代の市民生活を実現していくための取り組みの方針を示す

7

## 北九州市都市計画マスタープラン全体構想



### 都市計画の目標・・・5つの柱

- 街なかに多くの人々が住み、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちをつくる
- 産業の多様化、交流の活発化、国際化を進め、にぎわいと活力あるまちをつくる
- まちの魅力とイメージを高め、住みたいまち、訪れたいまちをつくる
- 自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める
- 市民が主体の、参加と協働によるまちづくりを進める

8

# 北九州市都市計画マスタープラン全体構想

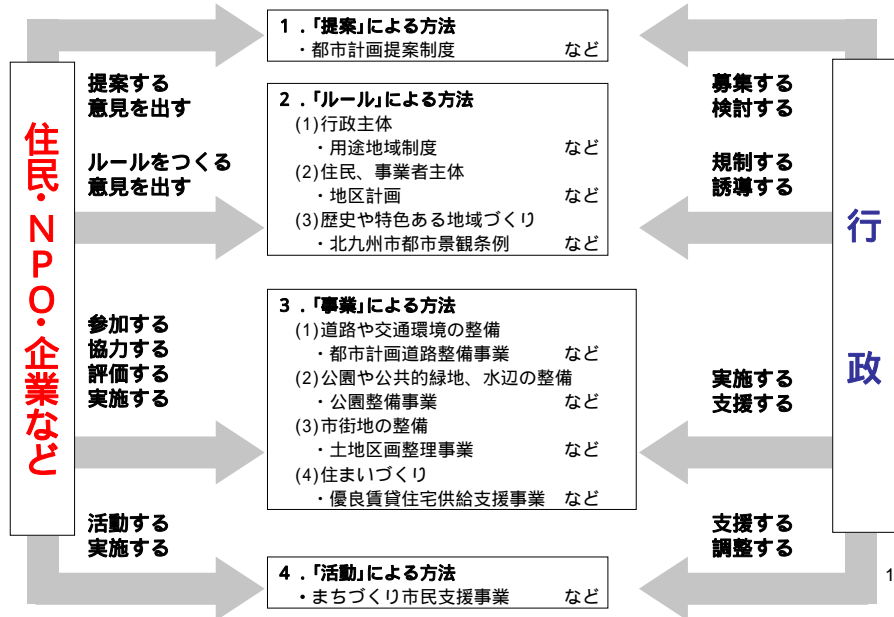


# 北九州市都市計画マスタープラン地域別構想

地域別構想とは、区の将来像やまちづくりの目標、分野別・地区別の方針、協働による取組みの方向を示したもので、平成17年から逐次策定

- 小倉北区構想 平成17年11月
- 若松区構想 //
- 門司区構想 平成18年 8月
- 八幡東区構想 平成20年 1月
- 戸畑区構想 平成20年 7月
- 小倉南区構想 平成21年12月
- 八幡西区構想 平成22年 3月

# まちづくりの主体と役割分担



# 都市計画審議会とは

## 都市計画審議会の役割

- 法令でその権限に属せられた事項や、市長の諮問による都市計画に関する事項について、第三者的立場から、公正かつ専門的な調査審議を行うこと
- 平成12年の都市計画法改正により、政令市では設置が義務付けられた

## 都市計画審議会とは

### 市の付属機関のひとつ

- ・ 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもの
- ・ 本市では、平成12年に条例を制定し、運営している

地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。(以下略)

### 付属機関の目的

市が行う事業又は施策等について、専門的・技術的な知見や客観的な意見等を反映させること

13

## 都市計画審議会の委員構成について

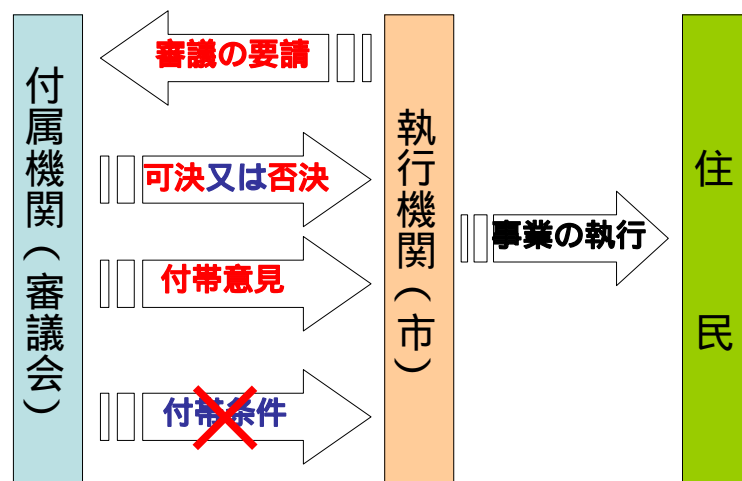
- ・ 北九州市都市計画審議会条例により

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関又は福岡県の職員
- (4) 市の区域内に住所を有する者

で、30人以内で構成される。

14

## 都市計画審議会の権限について

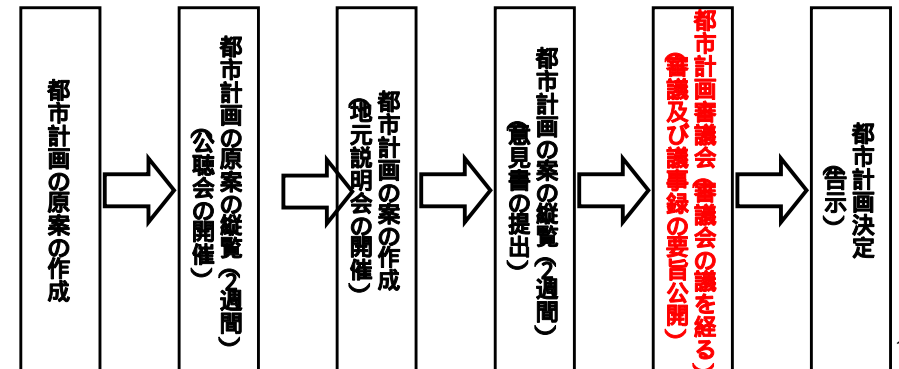


15

## 都市計画の手続き

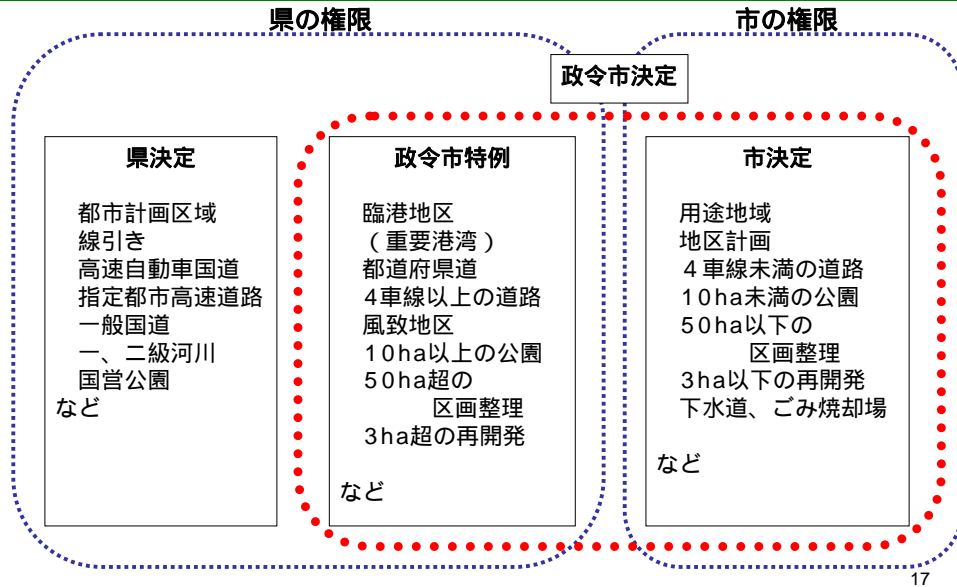
都市計画の案は、公聴会などを開催し、住民の意見を反映しながら作成する。

都市計画の案は、専門家等による都市計画審議会での審議を経て都市計画決定を行う。



16

## 都市計画決定の種類



## 都市計画審議会の審議事項

### 法によりその権限に属せられた事項の調査審議

### 法令によりその権限に属せられた事項の調査審議

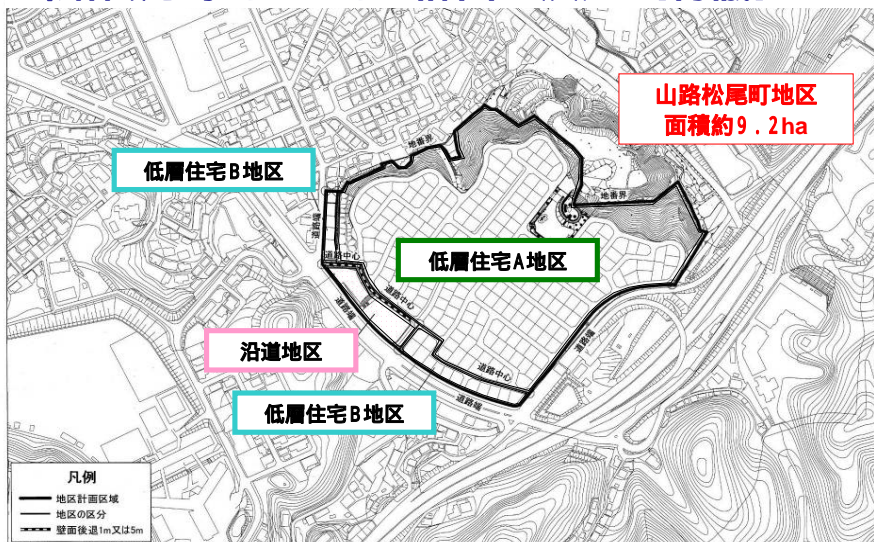
- ・ 建築基準法に基づき、特定行政庁が建築物の許可をする上で都計審の意見を聴く場合
- ・ 建築基準法51条に基づき、特定行政庁が火葬場、廃棄物処分場などの許可をする上で都計審の意見を聴く場合 など

### 市長の諮問に応じた都市計画に関する事項の調査審議

- ・ 都市計画マスタープランの作成など

## 【参考】 前回の都市計画審議会の案件より

### 山路松尾町地区 地区計画の決定【付議】



## 【参考】 前回の都市計画審議会の案件より

### 【地区整備計画の内容】

	低層住宅A地区	低層住宅B地区	沿道地区
建築物等の用途の制限	建築できるもの ・住宅、兼用住宅 ・寄宿舎 ・集会所、公民館 ・幼稚園、老人ホーム など	建築できるもの ・住宅、兼用住宅、共同住宅 ・寄宿舎 ・幼稚園、老人ホーム ・店舗、飲食店など	建築できないもの ・大学、高等専門学校 ・神社、寺院、教会 ・自動車教習所 ・畜舎 ・自動車修理工場 など
敷地面積の最低限度	180㎡以上		
高さの制限		12m	
壁面の位置の制限		道路、隣地境界から1.0m以上	道路、隣地境界から1.0m以上 ただし、計画図に示す道路境界線から以下の距離以上 ・1.0m以上(h=12m) ・5.0m以上(h>12m)
形態意匠の制限	屋根及び外壁の色は、地区の環境に調和した落ち着いた色 広告又は看板類は、自己の用に供するものに限定		
垣又はさく構造の制限	道路に面する側に設ける場合は、生垣又はフェンス等と植栽を組み合わせるもの		

## 【参考】 前回の都市計画審議会の案件

### 北九州市都市計画マスタープラン八幡西区構想【諮問(8月)・答申(2月)】

#### 八幡西区の将来像

にぎわいと活力を創生し、  
暮らし・産業・自然が調和した  
郷土愛に満ちた歴史と交流のまち

#### 黒崎地区

副都心として、にぎわいと活気にあふれ、多くの人が元気に働き、暮らし、交流する魅力豊かなまち

#### 折尾地区

だれもが住みよさを感じる歴史・交流・学びのまち

#### 上津役・沖田・永犬丸地区

快適な住環境や水と緑の潤いに恵まれた、心豊かに住みつづけるまち

#### 八幡南地区

豊かな自然と歴史を守り、快適に住みつづけるまち

